

○大阪狭山市行財政改革推進本部規程

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応し、市民ニーズに応えながら活力に満ちた魅力ある地域社会の構築に向け、来るべき地方分権の時代にふさわしい行政システムの確立と健全な行財政運営を図るための大綱（以下「大綱」という。）を策定し、及びこれを円滑に推進するため、大阪狭山市行財政改革推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 大綱の策定及び実施に関する事項
- (2) 大綱の策定及び実施に関し必要な関係部局間の総合調整に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び委員をもって構成する。

- 2 本部長は、市長とする。
- 3 副本部長は、担当副市長をもって充てる。
- 4 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長等)

第4条 本部長は、推進本部の事務を総理し、推進本部を代表する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長がその議長となる。

- 2 推進本部の会議は、構成員の過半数の出席をもって成立するものとする。

(幹事会)

第6条 推進本部の所掌事務を円滑に推進するため、推進本部の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、推進本部の所掌事務の具体的事項に関し検討及び協議を行う。

- 3 幹事会は、会長及び幹事をもって構成する。
- 4 会長は政策推進部長をもって充てる。
- 5 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 6 会長は、幹事会の事務を総理し、幹事会を代表する。
- 7 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 8 幹事会の会議は、会長が必要に応じ招集し、会長がその議長となる。
- 9 幹事会の会議は、協議事項の関係幹事のみでこれを開催することができる。

(実務担当者会)

第7条 幹事会の所掌事務を円滑に推進するため、幹事会の下に実務担当者会を置く。

- 2 実務担当者会は、幹事会が指示した事項について検討及び協議を行う。
- 3 実務担当者会は、政策推進部長が指名する者をもって構成する。
- 4 実務担当者会の会長は、政策推進部において企画を担当するグループの課長をもって充てる。
- 5 会長は、実務担当者会を総理し、実務担当者会を代表する。
- 6 実務担当者会の会議は、会長がこれを招集する。
- 7 実務担当者会の会議は、協議事項の関係者のみでこれを開催することができる。

(委員以外の者の出席等)

第8条 本部長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を述べさせ、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 推進本部、幹事会及び実務担当者会の庶務は、政策推進部において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、推進本部等の運営について必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規程は、平成10年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年7月1日規程第16号）

この規程は、平成15年7月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日規程第8号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規程第4号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月27日規程第7号）

この規程は、平成19年5月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規程第6号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年7月1日規程第1号）

この規程は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規程第3号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規程第3号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規程第4号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日規程第6号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日規程第5号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月27日規程第10号）

この規程は、平成30年4月28日から施行する。

附 則（平成31年3月29日規程第2号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月1日規程第3号）

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

他の副市長

教育長

政策推進部長

総務部長

健康福祉部長

都市整備部長

市民生活部長

防災・防犯推進室長

出納室長

議会事務局長

選挙管理委員会事務局長

監査委員事務局長

農業委員会事務局長

固定資産評価審査委員会事務局長

教育部長

こども政策部長

消防長

上下水道部長

その他本部長が必要と認める者

別表第2（第6条関係）

政策推進部次長

総務部次長

健康福祉部次長

都市整備部次長

市民生活部次長

教育部次長

こども政策部次長

消防本部次長

上下水道部次長

政策推進部人事グループ課長

総務部財政グループ課長

その他会長が必要と認める者